

佐賀県規則第14号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和36年佐賀県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（建築設備等の定期報告）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 省令第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 政令第16条第3項第1号に掲げる特定建築設備等 毎年4月1日から翌年3月31日（同日前に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項（いずれも同法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日又は前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合は、当該経過する日の属する月の末日）まで</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>（建築設備等の定期報告）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 省令第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。</p> <p>(1) 政令第16条第3項第1号に掲げる特定建築設備等 毎年4月1日から翌年3月31日（同日前に法第7条第5項若しくは第7条の2第5項（いずれも同法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日又は前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合は、当該経過する日の属する月の末日）まで</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3～5 略</p>

附 則

この規則は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。